

医政発 0329 第 39 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会の告示について（通知）

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会（令和 6 年厚生労働省告示第 135 号）が別紙のとおり告示され、告示日から適用されることとなった。

今回の制定の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 告示の趣旨

- 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）は、言語聴覚士に係る学校又は養成所の文部科学大臣又は都道府県知事による指定に関し、専任教員の数やその要件等の基準を定めている。
- 今般、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）により指定規則の一部を改正し、言語聴覚士に係る学校又は養成施設における専任教員の要件の一つとして、「厚生労働大臣の指定する講習会を修了」することを追加する（改正省令による改正後の指定規則第 4 条第 1 項第 6 号イ）ことを予定していることから、当該「厚生労働省の指定する講習会」を定めるもの。

2. 告示の概要

- 改正省令による改正後の指定規則第4条第1項第6号イ及び改正省令附則第5条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であって、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会及び一般社団法人日本語聴覚士協会が実施するものとする。

3. 適用期日

告示日

以上

○厚生労働省告示第百三十五号

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和六年^{文部科学省令第一号}）による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年^{文部省令第二号}）第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び改正省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であつて、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会及び一般社団法人日本言語聴覚士協会が実施するものとする。